

Genki Global Dining Concepts



第46回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区外神田三丁目12番8号
ベルサール秋葉原 2階ホール

（開催場所が前年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。）

- 株主様へのお土産のご用意はございません。
- 懇親試食会の開催はございません。
- 公共交通機関をご利用ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 Genki Global Dining Concepts

証券コード 9828

証券コード 9828

2025年5月30日

(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

東京都台東区上野3丁目24番6号

株式会社Genki Global Dining Concepts

代表取締役社長執行役員 藤尾 益 造

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第46回定時株主総会招集ご通知」及び「第46回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.genki-gdc.co.jp/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Genki Global Dining Concepts」又は、「コード」に「9828」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。

また、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
開始時間を例年より1時間早めておりますので、ご注意ください。
- 2. 場 所** 東京都千代田区外神田三丁目12番8号 ベルサール秋葉原 2階ホール
（当社は2024年12月18日をもって、本店を栃木県宇都宮市から東京都台東区に移転したことに伴い、今回株主総会の場所を上記のとおり変更いたしました。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

■株主総会に関するご留意事項

- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、掲載している各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求された株主様に送付する交付書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主様へのお土産のご用意はございません。
- ◎懇親試食会の開催はございません。
- ◎公共交通機関をご利用ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

××××年××月××日

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

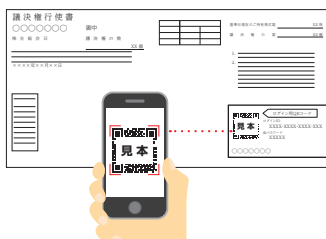
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、株主資本の充実を図るとともに、安定的な配当及び株主優待券の発行を継続して行うことを基本方針としております。

また、内部留保資金は、店舗の新設及び改装など将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用し、今後も厳しい競争に勝ち抜くための取り組みを継続してまいります。

当期の連結業績が予想に対して増収増益となったことに鑑み、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、期末配当は1株につき40円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金30円を加えた年間配当金は、1株につき70円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき40円 総額 706,327,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役6名が任期満了となります。今回改めて取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位
1	ふ じ お み つ お 藤 尾 益 雄	取締役会長 再 任
2	ふ じ お み つ ぞ う 藤 尾 益 造	代表取締役社長執行役員 再 任
3	に し た に け ん す け 西 谷 賢 亮	新 任
4	さ く ら い ひ ろ き 櫻 井 宏 樹	新 任
5	い わ た に ひ ろ の り 岩 谷 博 紀	取締役 再 任 社 外 独 立
6	か ら さ わ あ き ら 柄 澤 彰	新 任 社 外 独 立
7	こ だ か ま ち こ 小 高 真智子	新 任 社 外 独 立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじおみつお 藤尾 益雄 (1965年6月14日生) 再任	2000年6月 (株)神明（現(株)神明ホールディングス）常務取締役 2003年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社代表取締役社長（現任） 2013年6月 当社取締役 2013年11月 カップ・クリエイトホールディングス(株)（現カップ・クリエイト(株)）代表取締役会長兼社長 2014年5月 同社代表取締役会長 2014年6月 当社取締役会長 2017年12月 (株)スシローグローバルホールディングス（現(株)FOOD & LIFE COMPANIES）取締役 2019年6月 当社代表取締役会長 2022年9月 当社代表取締役会長兼社長 2024年6月 当社取締役会長（現任）	0株
(取締役候補者とした理由) 藤尾益雄氏を取締役候補者とした理由は、食品業界に精通していること、(株)神明ホールディングスの代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることなどから、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	ふじおみつぞう 藤尾 益造 (1970年5月28日生) 再任	2007年6月 (株)神明（現(株)神明ホールディングス）取締役 2011年6月 同社常務取締役 2015年4月 (株)神明ホールディング（現(株)神明ホールディングス）取締役 2017年6月 当社取締役 2022年6月 東京中央青果(株)専務取締役 2025年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	387株
(取締役候補者とした理由) 藤尾益造氏を取締役候補者とした理由は、食品業界に精通していること、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることなどから、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。			
3	にしたに けんすけ 西谷 賢亮 (1971年2月25日生) 新任	1995年4月 (株)神明（現(株)神明ホールディングス）入社 2011年6月 同社営業本部九州営業部部長 2015年4月 当社総務部部長 2017年5月 (株)ゴダック取締役 2018年5月 同社常務取締役 2019年6月 同社代表取締役社長（現任） 2023年6月 (株)神戸まるかん代表取締役社長（現任）	0株
(取締役候補者とした理由) 西谷賢亮氏を取締役候補者とした理由は、水産業界に精通していることに加え、(株)ゴダック及び(株)神戸まるかんの代表取締役であり、原材料の調達・供給に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておりますので、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	さくらい ひろき 櫻井 宏樹 (1978年11月20日生) 新任	2007年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2014年 4 月 財務省近畿財務局 金融証券検査官 2019年 4 月 (株)ドリームファクトリー 入社 2020年 3 月 同社内部監査室室長 2020年 9 月 財務省近畿財務局 金融証券検査官 2023年 9 月 (株)神明ホールディングス 経営企画部付部長 (現任) 2024年 4 月 (株)フロレスタ 代表取締役	0株
(取締役候補者とした理由) 櫻井宏樹氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として会計の専門知識を有しており、また財務省、(株)神明ホールディングスにおける経営企画部門での業務経験及びグループ各社での非常勤役員の経験から、その経験と見識を当社の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。			
5	いわたに ひろのり 岩谷 博紀 (1982年 2 月 7 日生) 再任 社外 独立	2007年12月 弁護士登録 2007年12月 西村あさひ法律事務所入所 2011年 2 月 北浜法律事務所入所 2016年 8 月 岩谷・村本・山口法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2017年 4 月 京都大学大学院法学研究科附属法政実務交流センター協力研究員 2017年10月 (株)アイル社外取締役【監査等委員】(現任) 2022年 9 月 当社取締役 (現任) 2023年 1 月 (株)オーガンテック社外取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 岩谷博紀氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務について豊富な知見を有するとともに、現在は他社で社外取締役を務めており、これらの経験や高い見識等を活かして、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化を期待したため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。			
6	からさわ あきら 柄澤 彰 (1960年1月19日生) 新任 社外 独立	1983年 4 月 農林水産省 入省 2010年 4 月 水産庁 漁政部長 2014年 7 月 同省生産局農産部長 2015年10月 同省政策統括官 2019年 7 月 特命全権大使パラオ共和国駐節 2023年 2 月 農林中央金庫 エグゼクティブ・アドバイザー (現任) 2024年 6 月 昭和産業(株) 社外取締役 (現任)	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 柄澤彰氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は水産庁漁政部長、農林水産省政策統括官、特命全権大使パラオ共和国駐節等を歴任され、農林水産業全般の政策分野における専門的な知見を有しており、当該経験や知見を活かして、取締役会の意思決定機能、監督機能の強化に貢献することを期待したためであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
7	小 高 真 智 子 (1973年1月25日生) 新任 社外 独立	1996年 4 月 伊藤忠商事(株)入社 2005年 5 月 米国南カリフォルニア大学Marshallビジネススクール MBA経営学修士号取得 2006年10月 Cardea Holdings Limited設立 代表（現任） 2014年 9 月 新光三越百貨店グループ新光三越中国投資会社 グローバ ル戦略顧問兼SKP国際ブランド総監	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小高真智子氏は社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり海外コンサルティング会社の代表を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したものであります。			

- (注) 1. 藤尾益雄氏及び櫻井宏樹氏の兼職先である(株)神明ホールディングスは当社の親会社であります。親会社及び親会社グループと当社は、食材の仕入、物品の購入等の取引がありますが、取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。
2. 西谷賢亮氏の兼職先である(株)ゴダック及び(株)神戸まるかんは当社のグループ会社であります。この2社と当社は、食材の仕入れ等の取引がありますが、取引を行うにあたっては、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。
3. 岩谷博紀氏、柄澤彰氏及び小高真智子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 岩谷博紀氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9カ月となります。
5. 岩谷博紀氏は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に加えて、当社が定める独自の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同所に届けております。なお、同氏の再任が承認された場合並びに柄澤彰氏及び小高真智子氏の選任が承認された場合は、各氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、岩谷博紀氏との間に責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであり、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を締結する予定であります。
7. 柄澤彰氏及び小高真智子氏の選任が承認された場合は、両氏と責任限定契約の締結を予定しております。なお、責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新をする予定であります。

【ご参考】

スキル・マトリックス（期待される役割・有しているスキル）

本総会における取締役選任議案が承認可決された場合の、当社取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

役職	社外	氏名	性別	企業経営	マーケティング	グローバル	サステナビリティ	財務会計	リスクマネジメント・法務	人事労務	原材料調達 商品開発
取締役		藤尾 益雄	男性	●	●			●		●	
		藤尾 益造	男性	●	●	●					●
		西谷 賢亮	男性	●	●	●				●	●
		櫻井 宏樹	男性					●	●		
	●	岩谷 博紀	男性						●	●	
	●	柄澤 彰	男性			●	●		●		●
	●	小高 真智子	女性	●	●	●					
監査役		八田 欣弥	男性					●	●	●	
	●	多田 善計	男性					●			
	●	豊見里 隆一	男性				●	●	●		

- (注) 1. 上記の表の記載内容は、本総会において選任された場合に予定されている者になります。
2. チェックされている項目は、各取締役及び監査役の全ての知識や経験を表すものではありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、栗原誠二氏は社外監査役 多田善計氏及び豊見里隆一氏の補欠としての候補者であります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
くりはら せ い じ 栗 原 誠 二 (1964年2月8日生)	1986年4月 日本光学工業(株) (現株ニコン) 入社 2003年11月 司法試験合格 2005年10月 新東京法律事務所 勤務 2007年10月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業) 勤務 2015年4月 TMI総合法律事務所 勤務 2018年1月 同所パートナー (現任)	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 栗原誠二氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、海外現地法人を含め、長期間にわたって大手企業に勤務し、管理職としての経験も有しており、また法律の専門家として企業法務に関わってきた経歴と、企業経営に関する高い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任と判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての責務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 栗原誠二氏が勤務するTMI総合法律事務所と当社の間には、法律顧問契約がありますが、その取引額は、販売費及び一般管理費の0.1%であります。
2. 栗原誠二氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出る予定であります。
3. 栗原誠二氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、法令が定める額を限度とするというものであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。栗原誠二氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化に加え、雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復の動きがみられました。一方、先行きにつきましては、米国の政策動向や継続的な物価上昇の影響に加え、急激な為替相場の変動などのリスク要因が多く、国内、海外経済ともに依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社は2024年11月に、新たに「GENKI VISION 2030 中期経営計画（2024年度～2027年度）」を策定いたしました。外部評価が高い商品力と、良化した財務状況を背景とした積極投資を軸に「新たな成長ステージ」として、グローバル市場及び国内市場の双方において戦略的な事業展開を実施してまいります。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高674億7千2百万円（前年同期比9.1%増）、営業利益67億9千2百万円（前年同期比38.1%増）、経常利益69億4千1百万円（前年同期比36.6%増）となりました。また、繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、5億8千4百万円の法人税等調整額が減少したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、49億6千万円（前年同期比52.1%増）となり、売上高、各利益ともに過去最高を更新いたしました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。なお、当連結会計年度より「海外事業」としていたセグメント名称を「グローバル事業」に変更しております。当該名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(国内事業)

国内事業につきましては、全国向けテレビ番組で数多く紹介されたことにより、ブランドの認知度向上及び来店客数が増加したことに加えて、高品質かつ高付加価値商品の訴求及び販売価格の適正化を行ったことで、客単価の増加に繋がりました。

店舗展開につきましては、新業態として、鰻専門店を中心とした複数店舗を出店いたしました。また、既存の「魚べい」ブランドからリブランディングを実施し、新たな旗艦店として栃木県宇都宮市に「魚米」を出店いたしました。この結果、8店舗を出店し、2店舗を退店したことにより、国内の総店舗数は、191店舗となりました。改装につきましては、店舗サービス及びお客様の利便性向上のため、7店舗実施いたしました。

この結果、国内事業の経営成績は、上記の施策を行ったことにより、売上高585億7千9百万円（前年同期比10.0%増）、セグメント利益49億8千1百万円（前年同期比57.8%増）となり、過去最高の業績を達成いたしました。

なお、国内店舗は全て直営店舗であります。

（グローバル事業）

グローバル事業につきましては、2024年10月にタイに1号店（フランチャイズ店舗）をオープンしたほか、フランチャイズ店舗の収益力強化のため、海外店舗に赴き、現地で営業面でのサポートや現地のニーズに合った商品の提案、新規エリア進出に向けた市場調査を積極的に行ってまいりました。また、子会社につきましては、ハワイ州におけるラーメン事業のオープンに関する準備などを着実にっております。

店舗展開につきましては、ロイヤリティ収入の対象となる海外店舗で、10店舗出店し、9店舗退店したことにより229店舗となり、米国子会社につきましては、2店舗退店し、11店舗となりました。海外の総店舗数はフランチャイズ店と直営店合わせて、240店舗となりました。

この結果、グローバル事業の経営成績は、売上高88億9千3百万円（前年同期比3.4%増）、セグメント利益18億1千1百万円（前年同期比2.8%増）となり、国内事業同様に過去最高の業績となりました。

グローバル事業の売上高の内訳は、米国子会社の店舗売上高54億8千9百万円、フランチャイズ契約先への食材等販売による売上高16億8千1百万円、フランチャイズ契約先からのロイヤリティ収入(海外店舗売上高の一定率等)17億2千2百万円等であります。

なお、ロイヤリティ収入の対象となる海外店舗の売上高の合計は、732億4千1百万円（前年同期比10.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額（敷金・保証金を含む）は20億6千4百万円で、当連結会計年度に実施した設備投資の主なものは、店舗の新設・改装及びシステム開発等であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第43期 (2022年3月期)	第44期 (2023年3月期)	第45期 (2024年3月期)	第46期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	44,607	54,614	61,838	67,472
経 常 利 益 (百万円)	245	1,759	5,081	6,941
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,301	1,013	3,262	4,960
1株当たり当期純利益 (円)	73.74	57.39	184.76	280.95
総 資 産 (百万円)	26,910	30,760	32,774	34,814
純 資 産 (百万円)	9,302	10,300	13,536	17,060

(注) 当社は、2023年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第43期(2022年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
	百万円	%	
(株) 神 明 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	100	40.8	役員の兼任

(注) 当社の取締役7名(2025年3月31日現在)のうち1名が、親会社である(株)神明ホールディングスの取締役等を兼務しております。

② 親会社等との取引の状況

親会社及び親会社グループとは、食材の仕入、物品の購入等の取引を行っており、取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

取締役会においては、その取引の必要性及び妥当性を審議した上で意思決定を行っており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	事 業 内 容
GENKI SUSHI USA, INC.	千米ドル 500	% 100.0	レストラン事業

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境では、米を中心とした原材料価格や資源価格の高騰や為替変動、通商政策をはじめとするアメリカの政策動向といった外部環境の変化により、コスト上昇リスクが一層顕在化しております。また、地政学リスクや感染症の再拡大といった将来の不確実性も事業運営に影響を及ぼす要因となっており、柔軟かつ迅速な対応力が一層求められています。加えて、顧客ニーズの多様化やサービスの高度化に伴う顧客獲得競争、生産年齢人口の減少による人材確保・育成競争の激化など、業界全体での課題も深刻化しております。

こうした経営環境のもと、当社は中期経営計画（2024年度～2027年度）の策定を行いました。「世界中に日本食文化を拡げ、人々をさらに元気にする」をビジョンに掲げ、「新たな成長ステージ」として国内外へ戦略的な展開を実施してまいります。ビジョンの実現に向けて挑戦を続けるとともに、変化に強い経営基盤を構築し、持続的な成長を実現してまいります。

① グローバル事業

グローバル事業につきましては、国内市場の成熟化や人口動態の変化といった中長期的な事業環境の制約を踏まえ、持続的成長の実現に向けた重要な中核戦略領域として位置づけております。2024年度からの中期経営計画においては、ハワイでの新業態開発及びアジア諸国でのフランチャイズ網の強化を重点施策とし、現地特性に即した柔軟かつ機動的な事業運営体制の整備を進めてまいります。ハワイでは、収益性の高い店舗モデルの確立とその運営ノウハウの蓄積を図ってまいります。アジア各国においては、現地の有力パートナーとの連携を通じたフランチャイズ展開を加速させ、出店効率と事業収益性の最適なバランスを追求してまいります。また、各地域における消費者ニーズや商習慣の多様性を踏まえた商品・サービスの最適化、並びにサプライチェーンの強化を通じて、競争力のあるグローバルブランドとしての基盤を確立してまいります。これらの取り組みを通じて、当社グループにおけるグローバル事業の売上及び利益構造の比率を段階的に高め、事業ポートフォリオの強靱化及び中長期的な企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

② 国内事業

国内事業につきましては、依然として当社グループの中核を成す収益基盤であり、今後とも安定的な成長と収益性の確保に向けた重点領域として位置づけております。少子高齢化に伴う市場の成熟化や人手不足、エネルギー・原材料価格の高騰といった外部環境の変化を踏まえ、事業構造の柔軟な見直しと高効率な店舗運営体制の構築が喫緊の課題と認識しております。本中期経営計画においては、都市部を中心とした戦略的出店の加速、インバウンド需要の取り込み、新業態・ブランドの育成、既存店舗のリブランディングを通じて、顧客接点の拡大とブランド価値の向上を図ってまいります。あわせて、店舗改装や省力化設備の導入、デジタル技術を活用した業務効率化を推進し、労働生産性の向上と顧客体験価値の向上の両立を目指します。さらに、原材料調達・物流・店内オペレーションに至るまで、当社独自のバリューチェーンを最大限に活用し、高品質かつコストパフォーマンスの高いサービスの提供を通じて、顧客満足度の一層の向上と競争優位の確立に努めております。これらの施策を着実に実行することで、収益力の強化と市場における優位性の確保を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

③ 経営基盤の強化

経営基盤の強化は、当社グループが中長期的に安定かつ持続的な成長を遂げる上で不可欠な要素と位置づけており、「人的資本」「サステナビリティ」「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の各側面において多面的な取り組みを推進しております。

人的資本においては、採用難や人材流動性の高まりといった外部環境を踏まえ、社員が安心して働き続けられる職場環境の整備に加え、次世代リーダーの育成やエンゲージメント向上施策（タウンホールミーティングや階層別研修など）を通じて、組織全体の成長力と定着率の向上を図っております。あわせて、従業員の働きがいと満足度の向上を図るため、物価上昇を踏まえた給与水準および初任給の引き上げを実施するとともに、食事補助手当として、チケットレストランの導入やスポーツジム費用の補助など、福利厚生制度の充実にも取り組んでいます。

また、多様な人材が能力を発揮できる環境の整備に取り組んでおり、女性の活躍推進、障がい者雇用、シニア人材の活用に加えて、外国人材の登用にも注力するなど、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を図っております。

サステナビリティ経営の観点では、CO₂排出や食品ロスの削減など環境負荷の低減に取り組むとともに、地域社会との共生、安心・安全な商品の提供を通じた食文化の発信など、社会的価値の創出を図っております。

さらに、DXによる業務効率化・省人化を進めることで、変化の激しい市場環境下においても、高い収益性と機動力を備えた運営体制の構築を目指しております。あわせて、情報発信力と企業としての透明性の向上にも継続的に取り組んでおります。こうした経営基盤の強化を通じて、社会的要請への的確な対応と企業価値の持続的な向上を両立させ、持続可能な成長の実現を目指してまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて、国内外における事業の拡大と経営基盤の高度化を両立させ、外食産業としての社会的責任を果たしながら、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。今後も、経営環境の変化に的確に対応しつつ、成長機会の獲得と収益力の強化に向けた取り組みを継続し、株主をはじめとする全てのステークホルダーの皆様のご期待にお応えできる企業グループを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社のこれらの取り組みにご理解を賜りますとともに、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社2社により構成されており、レストラン関連事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 本社及び物流センター

会 社 名	事 業 所	所 在 地
当 社	本社 鹿沼物流センター	東京都台東区 栃木県鹿沼市
GENKI SUSHI USA, INC.	本社	米国ハワイ州

② 店舗 (国内事業)

所 在 地	店 舗 数
北海道	22
宮城県	7
福島県	8
茨城県	17
栃木県	23
群馬県	8
埼玉県	18
千葉県	9
東京都	13
神奈川県	6
新潟県	13
岐阜県	5
静岡県	1
愛知県	10
三重県	2
京都府	2
大阪府	13
兵庫県	11
福岡県	3
合 計	191

(グローバル事業)

所 在 地	店 舗 数
(子会社)	店
米 国 ハ ワ イ 州	10
米 国 ワ シ ン ト ン 州	1
小 計	11
(フランチャイズ)	店
香 港	97
中 国	53
イ ン ド ネ シ ア	27
シ ン ガ ポ ー ル	23
フ ィ リ ピ ン	17
マ レ ー シ ア	5
カ ン ボ ジ ア	4
ク ウ エ ー ト	1
米 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州	1
タ イ	1
小 計	229
合 計	240

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 較 増 減
625 (5,993) 名	30 (671) 名

（注）使用人数は就業員数であり、パートナー社員は（ ）内に1日8時間換算による年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
598 (5,745) 名	33 (330) 名	40.1歳	10.8年

（注）使用人数は就業員数であり、パートナー社員は（ ）内に1日8時間換算による年間平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
(株) 群 馬 銀 行	645
(株) 足 利 銀 行	468
(株) 三 井 住 友 銀 行	398
(株) 三 菱 U F J 銀 行	320
(株) 栃 木 銀 行	108

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,658,195株 (自己株式107,621株を除く)
- ③ 株主数 12,138名 (前期末比584名増)
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
(株)神 明 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	7,200	40.8
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,091	6.2
G e n k i G l o b a l D i n i n g C o n c e p t s 取引先持株会	464	2.6
(株)足 利 銀 行	356	2.0
S M B C 日 興 証 券 (株)	316	1.8
(株)日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	141	0.8
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 1 0 4 8 2	119	0.7
(株) S B I 証 券	110	0.6
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	108	0.6
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	95	0.5

(注) 持株比率は自己株式107,621株を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	1,493株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2) 会社役員の状況 ⑤ 役員報酬の内容の決定に関する方針」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	藤 尾 益 雄	(株)神明ホールディングス代表取締役社長
代表取締役社長執行役員	東 光 法	
取締役専務執行役員	鈴 木 康 之	
取 締 役	藤 尾 益 造	東京中央青果(株)専務取締役
取 締 役	岩 谷 博 紀	岩谷・村本・山口法律事務所パートナー (株)アイル社外取締役（監査等委員）
取 締 役	岡 本 二美代	(株)インバウンドグループ代表取締役
取 締 役	緑 川 俊 浩	
常 勤 監 査 役	八 田 欣 弥	
監 査 役	多 田 善 計	多田善計公認会計士事務所所長 英青監査法人社員
監 査 役	豊見里 隆 一	豊見里公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役 岩谷博紀氏、岡本二美代氏及び緑川俊浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 多田善計氏及び豊見里隆一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 多田善計氏及び豊見里隆一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 岩谷博紀氏、岡本二美代氏及び緑川俊浩氏、監査役多田善計氏及び豊見里隆一氏の5名は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
5. この他、監査役 高木勇三氏が、2024年6月21日をもって辞任しております。
6. 決算期後の異動

①2025年4月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更をいたしました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	藤 尾 益 造	
取 締 役	東 光 法	
取 締 役	鈴 木 康 之	

②取締役東光法氏は、2025年4月1日をもって、取締役を辞任しております。

③現在の取締役及び監査役の状況は下記のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	藤 尾 益 雄	(株)神明ホールディングス代表取締役社長
代表取締役社長執行役員	藤 尾 益 造	
取 締 役	鈴 木 康 之	
取 締 役	岩 谷 博 紀	岩谷・村本・山口法律事務所パートナー (株)アイル社外取締役（監査等委員）
取 締 役	岡 本 二美代	(株)インバウンドグループ代表取締役
取 締 役	緑 川 俊 浩	
常 勤 監 査 役	八 田 欣 弥	
監 査 役	多 田 善 計	多田善計公認会計士事務所所長 英青監査法人社員
監 査 役	豊見里 隆 一	豊見里公認会計士事務所所長

② 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職状況及び当社との関係

重要な兼職の状況については、「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

氏 名	取締役会 出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
岩 谷 博 紀	14回中 14回	弁護士としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に企業法務に対する専門的な立場から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。
岡 本 二美代	14回中 14回	企業経営者としての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営全般に対する監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。
緑 川 俊 浩	12回中 12回	金融機関在職中に培った知識や経験を活かし、金融戦略や人事戦略の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行いました。

(注) 社外取締役 緑川俊浩氏は2024年6月21日開催の第45回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、それ以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

b. 社外監査役

氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な発言状況
多 田 善 計	14回中 13回	17回中 17回	必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。
豊見里 隆 一	14回中 14回	17回中 17回	必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は役員及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等として職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補されることとなります。

⑤ 役員報酬の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月17日及び2023年5月18日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る方針等を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針等と整合していることを確認しております。

取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬等に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、業績及び企業価値の向上に資する動機付けや、人材確保に配慮した体系とし、各取締役が担当する役割の大きさやその地位に基づき、経営目標の達成の度合いに応じて、その基本となる事項を設定した固定報酬としての基本報酬（金銭報酬で固定部分と業績連動部分により構成）としております。

□. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給します。譲渡制限付株式報酬は、原則として取締役(社外取締役を除く。)の年額報酬を基礎として報酬相当額を定め、当該報酬相当額及び株式の割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価の終値を基礎として割当株式数を決定します。

ハ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月定額の金銭報酬とします。職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し決定するものとしますが、経営目標の達成の度合いに応じて定め、当社の持続的な成長に向けた健全な動機付けとなるように設定するものとしております。

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、原則として定時株主総会終了後3ヵ月以内に年1回の付与を決議するものとし、当該決議で定められた条件及び時期に従って支給します。

二. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、個人別の報酬については、取締役会決議に基づいて一任された代表取締役社長執行役員東光法氏が一定のルールに基づき、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、他の取締役と協議の上で決定しました。代表取締役社長執行役員に評価を一任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

⑥ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	百万円 98 (11)	百万円 93 (11)	百万円 4 (-)	名 7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (8)	19 (8)	- (-)	4 (2)
合計	117	112	4	11

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記支給人員と相違しているのは、2024年6月21日に辞任した監査役1名を含んでいるためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第40回定時株主総会において年額2億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
また、上記報酬とは別枠にて、2023年6月23日開催の第44回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額3千万円以内、譲渡制限付株式数の上限は3,000株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（社外取締役を除く）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第40回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	百万円 44
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠等が適切であるかの検討をした結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるGENKI SUSHI USA,INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役の互選により定められた監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行状況等、或いは当社及び当社グループの被監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本規程に基づきコンプライアンス体制を適切に運営していく。
 - ロ. 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会は、各部署に関わるコンプライアンスの取り組みを統括し、取締役への周知徹底、使用人への教育等を行う。
 - ハ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報規程により、適切な運用を行う。
- 二. 内部監査室が、当社及び子会社のコンプライアンス体制並びに内部統制システムの業務の適正性が確保されているかを監査し、その結果を代表取締役社長執行役員へ報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会、経営会議などの重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規程により議事録等を作成及び保存・廃棄を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク・コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント基本規程に基づきリスク管理の運用を行う。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合には、危機管理基本規程に基づき代表取締役社長執行役員を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会は重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ロ. 常勤の取締役、執行役員及び部署長が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。
 - ハ. 業務の運営については、中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 取締役は、当社及び子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は取締役会で協議し、適切な措置を講じた上で監査役に報告する。
 - ロ. 関係会社管理規程に従い、子会社の経営上の重要な事項は当社及び子会社で協議し、当社の承認を受けるものとしている。また定期的・継続的に子会社からその職務執行及び事業状況を報告させる。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができる。
 - ロ. 監査役スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には監査役会の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は業務又は業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ. 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ⑧ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は償還を処理する。

- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役社長執行役員との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社及び子会社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決する。
なお、当社及び子会社における反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部が窓口となり警察、関係行政機関、弁護士等と連携し対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 代表取締役社長執行役員を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を2回開催し、経営上のリスク等に関する報告・協議等を行い、リスク管理の強化に努めました。
- ② 各会議体において開催の都度議事録が作成され、稟議書等の重要な業務執行に係る文書等も適切に管理しております。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会の事務局会合を原則として月に1回開催し、必要に応じて都度リスク・コンプライアンス委員会に報告等を行いました。また、災害・事故等が起こった際には、迅速にその対策本部等を設置して対応し、被害を最小限度にとどめる体制を整えております。
- ④ 取締役以外の経営陣幹部も出席する取締役会や経営会議等を毎月開催し、重要事項の審議のみならず、独立役員も交えた活発な意見交換等がなされております。これにより迅速で効率的な意思決定がなされると同時に、監督の実効性についても十分に確保されております。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項が生じた場合は、取締役会、監査役会及びリスク・コンプライアンス委員会へ情報共有を行っております。また十分な社内調査を実施し、改善措置を講じております。子会社については、グローバル事業本部戦略推進部より取締役会へ運用状況の報告を行うほか、原則として年1回、内部監査室が現地にて監査を行うことに加え、月1回、経営企画部とコーポレート本部財務経理部及びその各担当役員が、子会社の取締役と情報交換を行い、業務の適正が確保されているか、確認を行っております。また、グループ体制強化を図るため、当社より役員及び従業員を出向させております。

- ⑥ 監査役の求めがあった場合には補助スタッフを置くことができるよう、体制を整えております。なお、監査役の職務の執行にあたっては、関連部署が適宜情報交換や職務の補助等を行っており、監査役監査の実効性を確保しております。
- ⑦ 常勤監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に出席することで、取締役及び使用人から必要な報告を受けております。
- ⑧ 内部通報制度の運用にあたり、内部通報規程を整備し、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止するための体制を確保しております。また、規程集を社内イントラネットで縦覧に供しており、周知・運用しております。
- ⑨ 監査役の職務遂行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、社内規程及び制度に基づき、速やかに処理しております。
- ⑩ 適切な意思疎通及び監査業務の遂行を図るため、常勤監査役は代表取締役社長執行役員と意見交換会を毎月開催しております。また、内部監査室による監査報告会に毎回出席しており、適宜合同で店舗往査も行っております。
- ⑪ 適正な監査体制を確保するため、社外取締役と監査役会との情報交換会を年2回開催しております。
- ⑫ 新規に取引先等との契約を締結する場合は、その契約書への反社会的勢力排除条項記載並びに信用調査を必須としております。また、外部団体主催の情報交換会等へ継続的に参加し、情報を得ております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,834	流 動 負 債	10,813
現金及び預金	11,952	買 掛 金	2,652
売 掛 金	2,372	1年内返済予定の長期借入金	1,231
商 品 及 び 製 品	705	リ ー ス 債 務	1,062
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	69	未 払 費 用	1,949
そ の 他	734	未 払 法 人 税 等	1,496
固 定 資 産	18,980	賞 与 引 当 金	405
有 形 固 定 資 産	11,796	資 産 除 去 債 務	5
建 物 及 び 構 築 物	12,376	そ の 他	2,011
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	314	固 定 負 債	6,940
土 地	651	長 期 借 入 金	780
リ ー ス 資 産	6,926	リ ー ス 債 務	5,127
そ の 他	4,702	リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	2
減 価 償 却 累 計 額	△13,175	資 産 除 去 債 務	992
無 形 固 定 資 産	284	そ の 他	38
借 地 権	35	負 債 合 計	17,753
そ の 他	248	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,899	株 主 資 本	16,718
投 資 有 価 証 券	37	資 本 金	100
差 入 保 証 金	4,369	資 本 剰 余 金	2,402
繰 延 税 金 資 産	1,980	利 益 剰 余 金	14,293
投 資 不 動 産	397	自 己 株 式	△77
減 価 償 却 累 計 額	△231	その他の包括利益累計額	342
そ の 他	347	その他有価証券評価差額金	2
貸 倒 引 当 金	△0	為 替 換 算 調 整 勘 定	340
資 産 合 計	34,814	純 資 産 合 計	17,060
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,814

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			67,472
売上原価			27,249
売上総利益			40,222
販売費及び一般管理費			33,430
営業利益			6,792
営業外収益			
受取利息及び配当金	73		
受取賃貸料	9		
受取手数料	146		
貸倒引当金戻入額	0		
その他	19		249
営業外費用			
支払利息	69		
賃貸費用	1		
その他	28		99
経常利益			6,941
特別損失			
固定資産除却損	7		
固定資産売却損	6		
減損損失	266		
賃貸借契約解約損	18		299
税金等調整前当期純利益			6,642
法人税、住民税及び事業税	2,266		
法人税等調整額	△584		1,681
当期純利益			4,960
親会社株主に帰属する当期純利益			4,960

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100	2,398	10,745	△77	13,166
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,412		△1,412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,960		4,960
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		3		1	4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	3	3,548	0	3,552
当 期 末 残 高	100	2,402	14,293	△77	16,718

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	0	370	370	13,536
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				4,960
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				4
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1	△29	△28	△28
当 期 変 動 額 合 計	1	△29	△28	3,524
当 期 末 残 高	2	340	342	17,060

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-----------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 2社 |
| 連結子会社の名称 | GENKI SUSHI USA,INC.
Genki USA Dining Concepts Corporation |
| ② 非連結子会社はありません。 | |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

□. デリバティブ

時価法を採用しております。

八、棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～34年

□、無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、当社は所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

二. 投資不動産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～31年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 店舗売上

当社グループは、レストラン事業を営んでおります。主に店舗において顧客が注文した料理を提供する履行義務があり、提供した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

ロ. その他

(外部販売売上)

当社は、顧客（フランチャイジー）に食材等の販売を行っております。顧客が注文した商品を引き渡す履行義務があり、引き渡した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、顧客への販売における役割が代理人に該当する取引については、総額から取引先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロイヤリティ収入)

当社は、フランチャイズ契約に基づき、顧客（フランチャイジー）に当社の商標・ブランドイメージ等の知的財産を使用し店舗を運営する権利及び当該店舗に経営上のノウハウを提供する履行義務があります。顧客の売上高に応じて履行義務が充足していることから毎月、顧客の月額売上高が計上された時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

資産に係る控除等対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度（百万円）
有形固定資産（注） 1	11,796
無形固定資産（注） 1	284
投資その他の資産（注） 1、2	333
減損損失（注） 3	266

(注) 1. このうち、当連結会計年度における店舗の固定資産は10,813百万円であります。

2. 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

3. 当連結会計年度における減損損失266百万円は店舗の固定資産の減損によるものであります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。減損の兆候がある店舗については減損の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しています。

③ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の実績や外部環境及び内部環境を反映して作成した翌連結会計年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上高の変動見込み、売上原価の変動見込み、人件費の変動見込みであり、これらを総合的に勘案して以下のように決定しております。

- ・売上高については、主に客数及び客単価で構成されており、客数は、店舗毎に当連結会計年度の実績を基に増減要因を考慮し算定し、客単価は、店舗毎の販売価格及び計画している販売価格変更の影響を考慮し算定しております。
- ・売上原価については、予測される食材価格上昇の影響等を考慮し算定しております。
- ・人件費については、主に労働時間及び時給で構成されており、労働時間は、店舗毎の売上高に応じた労働時間計画で算定し、時給は、店舗毎の時給及び予測される最低賃金の上昇の影響を考慮し算定しております。
- ・2027年3月期以降は、翌連結会計年度の予算を基礎として、主要な仮定の変動を考慮して見積っております。

④ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
京都府京都市南区他	店舗	建物及び構築物等	266

② 減損損失の認識に至った経緯

店舗のうち収益性が低下した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額266百万円を減損損失として計上しております。

③ 減損損失の内訳

建物及び構築物	212百万円
その他	54
合計	266

④ 資産のグルーピング方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値にて算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零円で算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

17,765,816株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	882	利益剰余金	50.00	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	529	利益剰余金	30.00	2024年 9月30日	2024年 12月6日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月20日 取締役会	普通株式	706	利益剰余金	40.00	2025年3 月31日	2025年6 月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建債権の為替変動リスクを回避するために必要に応じて利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主としてフランチャイズ先に対するものであり、相手先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、フランチャイズ契約に従い、相手先別の期日及び残高管理を行うとともに、主要な相手先の財務状況を決算期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されておりますが、店舗開発部が相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先別に期日及び残高管理を行うとともに、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金（当座借越）は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。借入金は原則として固定金利で調達しております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足的説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注)をご参照ください。）。また、現金及び預金、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	7	7	－
(2) 差入保証金	4,369	3,493	△876
資産計	4,376	3,500	△876
(1) 借入金	2,011	1,977	△33
(2) リース債務	6,190	5,610	△579
負債計	8,201	7,588	△612

(注) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	30

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投 資 有 価 証 券	7	－	－	7
資 産 計	7	－	－	7
該当事項はありません。				
負 債 計	－	－	－	－

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

区 分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差 入 保 証 金	－	3,493	－	3,493
資 産 計	－	3,493	－	3,493
借 入 金	－	1,977	－	1,977
リ ー ス 債 務	－	5,610	－	5,610
負 債 計	－	7,588	－	7,588

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル 1 の時価に分類しております。

・差入保証金

償還予定時期を見積もり、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

・借入金及びリース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	国内	グローバル	計	
売上高				
店舗売上	58,579	5,489	64,068	64,068
その他	—	3,404	3,404	3,404
顧客との契約から生じる収益	58,579	8,893	67,472	67,472
その他の収益	—	—	—	—
顧客への売上高外部	58,579	8,893	67,472	67,472

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
契約負債（期首残高）	127
契約負債（期末残高）	102

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」及び「固定負債」の「その他」に、それぞれ69百万円、33百万円計上しております。

契約負債の内容は下記のとおりです。

- ・「SushiCa」のチャージ分及び付与したポイントが期末時点において履行義務を充足していない残高
- ・ロイヤリティ収入のうちフランチャイズ契約時に受け取る加盟金で、未経過の契約期間に対応する収益

② 残存履行義務に配分した取引価格

- ・「SushiCa」のチャージ分及び付与したポイントの残存履行義務に配分した取引価格については、69百万円であり、2025年5月31日の廃止時をもって、収益を認識することを見込んでおります。
- ・フランチャイズ契約時に受け取る加盟金の残存履行義務に配分した取引価格については、33百万円であり、今後1年から16年間の間で収益を認識することを見込んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	966円17銭
1株当たり当期純利益	280円95銭

9. その他の注記

(1) 金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,982	流 動 負 債	10,065
現金及び預金	10,148	買掛金	2,506
売掛金	2,402	1年内返済予定の長期借入金	1,201
商品及び製品	678	リース債務	756
原材料及び貯蔵品	69	未払金	1,619
前払費用	376	未払費用	1,817
その他の	306	未払法人税等	1,496
固 定 資 産	16,579	賞与引当金	405
有 形 固 定 資 産	9,656	資産除去債務	5
建物	3,488	その他の	258
構築物	565	固 定 負 債	5,467
工具、器具及び備品	1,324	長期借入金	772
土地	651	リース債務	3,714
リース資産	3,527	リース資産減損勘定	2
その他の	99	資産除去債務	934
無 形 固 定 資 産	284	その他の	43
借地権	35	負 債 合 計	15,533
ソフトウェア	226	(純 資 産 の 部)	
その他の	22	株 主 資 本	15,026
投資その他の資産	6,639	資本剰余金	100
投資有価証券	37	資本剰余金	2,402
関係会社株式	178	資本準備金	1,344
長期前払費用	312	その他資本剰余金	1,057
差入保証金	4,337	利 益 剰 余 金	12,601
店舗賃借仮勘定	11	利益準備金	78
投資不動産	165	その他利益剰余金	12,523
繰延税金資産	1,581	別途積立金	1,000
その他の	15	繰越利益剰余金	11,523
貸倒引当金	△0	自 己 株 式	△77
資 産 合 計	30,562	評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		純 資 産 合 計	15,028
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,562

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			62,129
売 上 原 価			25,688
売 上 総 利 益			36,440
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			29,840
営 業 利 益			6,600
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	35		
受 取 賃 貸 料	9		
受 取 取 手 数 料	146		
受 貸 倒 引 当 金 戻 入	0		
営 業 外 費 用	16		208
支 払 利 息	67		
賃 貸 費 用	1		
そ の 他	17		86
経 常 利 益			6,722
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	7		
固 定 資 産 売 却 損	6		
減 損 損 失	239		
賃 貸 借 契 約 解 約 損	4		257
税 引 前 当 期 純 利 益			6,464
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,238		
法 人 税 等 調 整 額	△604		1,634
当 期 純 利 益			4,830

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100	1,344	1,053	2,398
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3	3
当 期 末 残 高	100	1,344	1,057	2,402

	株 主 資 本					株主資本合計
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計	
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	78	1,000	8,105	9,183	△77	11,604
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,412	△1,412		△1,412
当 期 純 利 益			4,830	4,830		4,830
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					1	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,417	3,417	0	3,422
当 期 末 残 高	78	1,000	11,523	12,601	△77	15,026

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	0	0	11,605
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,412
当 期 純 利 益			4,830
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1	1	1
当 期 変 動 額 合 計	1	1	3,423
当 期 末 残 高	2	2	15,028

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～34年

構築物 10～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 投資不動産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～31年

構築物 10～12年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 店舗売上

当社は、レストラン事業を営んでおります。主に店舗において顧客が注文した料理を提供する履行義務があり、提供した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

② その他

(外部販売売上)

当社は、顧客（フランチャイジー）に食材等の販売を行っております。顧客が注文した商品を引き渡す履行義務があり、引き渡した時点で履行義務を充足していることから当該時点で収益を認識しております。なお、顧客への販売における役割が代理人に該当する取引については、総額から取引先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロイヤリティ収入)

当社は、フランチャイズ契約に基づき、顧客（フランチャイジー）に当社の商標・ブランドイメージ等の知的財産を使用し店舗を運営する権利及び当該店舗に経営上のノウハウを提供する履行義務があります。顧客の売上高に応じて履行義務が充足していることから毎月、顧客の月額売上高が計上された時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

科目名	当事業年度（百万円）
有形固定資産（注） 1	9,656
無形固定資産（注） 1	284
投資その他の資産（注） 1、2	333
減損損失（注） 3	239

(注) 1. このうち、当事業年度における店舗の固定資産は8,673百万円であります。

2. 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

3. 当事業年度における減損損失 239百万円は店舗の固定資産の減損によるものであります。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。減損の兆候がある店舗については減損の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを割引いて算出しています。

③ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、過去の実績や外部環境及び内部環境を反映して作成した翌事業年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上高の変動見込み、売上原価の変動見込み、人件費の変動見込みであり、これらを総合的に勘案して以下のように決定しております。

- ・売上高については、主に客数及び客単価で構成されており、客数は、店舗毎に当事業年度の実績を基に増減要因を考慮し算定し、客単価は、店舗毎の販売価格及び翌事業年度以降計画している販売価格変更の影響を考慮し算定しております。
- ・売上原価については、翌事業年度以降予測される食材価格上昇の影響等を考慮し算定しております。
- ・人件費については、主に労働時間及び時給で構成されており、労働時間は、店舗毎の売上高に応じた労働時間計画で算定し、時給は、店舗毎の時給及び翌事業年度以降予測される最低賃金の上昇の影響を考慮し算定しております。
- ・2027年3月期以降は、翌事業年度の予算を基礎として、主要な仮定の変動を考慮して見積っております。

④ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌事業年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	11,326百万円
----------------	-----------

投資不動産の減価償却累計額	231百万円
---------------	--------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	88百万円
--------	-------

短期金銭債務	2百万円
--------	------

長期金銭債務	－百万円
--------	------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	145百万円
販売費及び一般管理費	43百万円
営業取引以外の取引による取引高	0百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
京都府京都市南区他	店舗	建物及び構築物等	239

② 減損損失の認識に至った経緯

店舗のうち収益性が低下した資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額239百万円を減損損失として計上しております。

③ 減損損失の内訳

建物及び構築物	185百万円
その他	54
合計	239

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

⑤ 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値にて算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零円で算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	107,621株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

建物・構築物	866百万円
土地・借地権	271
リース資産	146
少額減価償却資産	26
貸倒引当金	0
未払事業税	134
賞与引当金	139
リース資産減損勘定	1
資産除去債務	332
その他	90

繰延税金資産小計	2,010
評価性引当額	△273
繰延税金資産合計	1,736

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する資産	△153
その他	△1

繰延税金負債合計	△154
----------	------

繰延税金資産（負債）の純額	1,581
---------------	-------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取 得 価 額 相 当 額 (百万円)	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 (百万円)	減 損 損 失 累 計 額 相 当 額 (百万円)	期 末 残 高 相 当 額 (百万円)
建 物	140	80	58	0
合 計	140	80	58	0

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年内	5百万円
1 年超	2
合 計	8
リース資産減損勘定の残高	6百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)神明	—	役員の兼任 営業上の取引	食材の仕入	1,592	買掛金	242
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)神戸まるかん	—	役員の兼任 営業上の取引	食材の仕入	456	買掛金	39
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ゴダック	—	営業上の取引	食材の仕入	82	買掛金	19
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	モチクリーム ジャパン(株)	—	営業上の取引	食材の仕入	22	買掛金	2

- (注) 1. (株)神明ホールディングスは、当社取締役藤尾益雄及びその近親者が議決権の57.9%（間接所有を含む）を所有しております。また、同社は当社の議決権の40.8%を所有しており、支配力基準による親会社であります。
2. (株)神明及び(株)ゴダックは、当社の親会社である(株)神明ホールディングスがその議決権の100%を所有する同社の子会社であります。
3. (株)神戸まるかんは、当社の親会社である(株)神明ホールディングスがその議決権の100%を所有する同社の子会社であります。
4. (株)神明ホールディングス、(株)神明及び(株)神戸まるかんは、当社取締役藤尾益雄が代表取締役を務める会社であります。
5. モチクリームジャパン(株)は、(株)神明がその議決権の100%を所有する同社の子会社であります。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。

(2) 子会社

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	GENKI SUSHI USA,INC.	100.0	役員の兼任	ロイヤリティ の受取	144	売掛金	33

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ロイヤリティの受取は、ライセンス契約に基づくものであり、その条件は他のフランチャイズ先と同様であります。

9. 収益認識に関する注記

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	851円10銭
1 株当たり当期純利益	273円56銭

11. その他の注記

(1) 金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社Genki Global Dining Concepts
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 寶 野 裕 昭
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 谷 間 薫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Genki Global Dining Conceptsの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Genki Global Dining Concepts及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社Genki Global Dining Concepts
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 寶 野 裕 昭
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 谷 間 薫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Genki Global Dining Conceptsの2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社Genki Global Dining Concepts 監査役会

常勤監査役 八 田 欣 弥 ㊟

社外監査役 多 田 善 計 ㊟

社外監査役 豊見里 隆 一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区外神田三丁目 12 番 8 号

ベルサール秋葉原 2階ホール

(開催場所が前年と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)

電話 03-3254-5221



※バリアフリールートをご利用の方は、点線矢印に沿ってお越しください。

株主総会会場内に車いす専用エリアを設置しておりますので、ご活用ください。

ご要望に応じて、車いすのサポート、席やお手洗いの誘導等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声がけください。

交通機関



JR線

「秋葉原駅」

電気街口 徒歩約 3 分

つくばエクスプレス

「秋葉原駅」

A3 出口 徒歩約 5 分

東京メトロ 日比谷線

「秋葉原駅」

2 番出口 徒歩約 6 分

東京メトロ 銀座線

「末広町駅」

3 番出口 徒歩約 4 分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

